長門市創業支援事業費補助金の流れ

時　期	内　容	
随時	1. 創業相談	認定支援機関の支援を受けて、創業計画書の作成。 金融機関からの資金調達が見込まれることの確認。 ※創業相談を受けた場合は、カルテを提出すること。（月１回）
開業後、 速やかに申請	2. 交付申請	交付申請書及び添付書類を提出してください。 ※別添「申請書記入例」参照
		運転資金費について、当該年度に申請する場合は、開業後、１年 or２年経過後、速やかに申請すること。
申請書受理後、 1カ月以内に通知	3. 交付決定通知	審査後、「長門市創業支援事業費補助金交付決定通知書」にて通知します。（申請者に郵送）
		創業計画、資金計画に変更があった場合
変更があった場合は 速やかに申請	4. 変更申請	創業計画及び資金計画に変更があり、交付決定額が変更になる場合に変更申請書を提出してください。
変更申請書受理後、 1ヶ月以内に通知	5. 変更交付 決定通知	審査後、交付決定額に変更があった場合は、「長門市創業支援事業費補助金変更交付決定通知書」にて通知。
事業完了後 30 日以内 又は年度末 の早い期日までに提出	6. 実績報告	実績報告書及び添付書類を提出してください。 ※別添「実績報告書記入例」参照
実績報告書受理後、 1カ月以内に通知	7. 補助金の 額確定通知	審査後、補助金決定額を「長門市創業支援事業費補助金交付確定通知書」にて通知します。（申請者に郵送）
額確定通知受理後、 速やかに提出	8. 補助金請求	確定通知書受領後に、請求書を提出する。
請求書受理後、 30 日以内に支払	9. 補助金支払	請求書記入の振込先に振り込む。